

## 令和6年度 矢ノ丸保育園 重要事項説明書

教育・保育の提供を開始するにあたり、当園から説明すべき事項は次のとおりです。

### 1. 施設運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 ふるさと自然村
代表者氏名	理事長 山本 康世
法人の所在地	南国市 岡豊町 常通寺島 335 番地 3
法人の電話番号	088 - 866 - 0888

### 2. 利用施設

施設の種 類	保育所				
施設の名 称	矢ノ丸保育園				
所 在 地	安芸市 矢ノ丸3丁目 13 番1号				
電 話 番 号	0887 - 35 - 3600				
管 理 者 名	園長 岡本 美紀				
利用定員（年齢別）	0歳児	3号	15名	3歳児	1号 0名 2号 17名
	1歳児	3号	17名	4歳児	1号 0名 2号 17名
	2歳児	3号	17名	5歳児	1号 0名 2号 17名
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を定期的を実施しています。				
第三者評価の概要	なし。園への要望・苦情等は、HPにて公表しています。				
職員への研修の実施状況	内部研修年約12回、外部研修年約15回実施				
認可年月日	18年 3月 27日				
事業所番号	3920 351 000092				

### 3. 施設の目的・運営方針

事業の目的	児童福祉法に基づき、保育に欠ける子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする。
運営方針	児童福祉法に基づき、養護と教育を一体にして行う。

### 4. 施設・設備等の概要

敷地	全体	4972.15㎡		
	園庭	1170.1㎡		
建物	構造	RC構造		
	延べ面積	1766.44㎡		
施設の内容	乳児室 兼 ほふく室	5 室	保育室	8 室
	調理室	2 室	遊戯室	2 室
	調乳室	1 室	幼児用トイレ	7 室
			職員室	2 室
設備の種類	冷暖房、プール、AED設置、セキュリティシステム ALSOK ICTシステム			
その他	屋外遊戯場	1170.1㎡		

5. 職員体制 令和6年4月1日現在

	職務の内容	常勤	非常勤
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1人	
副園長	園長を補佐し、保育指導・子育て支援をする	1人	
事務長	事務	1人	
主任保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1人	
保育士	園児の保育をする	16人	1人
調理員	給食の調理	1人	1人
栄養士	園児の栄養指導及び管理	1人	
看護師	園児・職員の健康管理等	1人	
補助	保育を補助する		3人

\* 当園では、安芸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例その他関係法令を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

6. 保育を提供する日

開園日	月曜日から土曜日
開園時間	平日 午前7時30分から午後7時30分 土曜日 午前7時30分から午後6時30分
休園日	日曜日、祝祭日、12月29日から1月3日
その他	

\* 警報発令時の対応について 園のしおり参照

\* 感染症流行時の対応について 園のしおり参照

7. 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします

保育標準時間認定	保育時間	午前7時30分時から午後6時30分
	延長保育時間	午後6時30分から午後7時30分
保育短時間認定	保育時間	午前8時から午後4時
	延長保育時間	午前7時30分から午前8時 午後4時から午後6時30分、午後6時30分から午後7時30分

\* 上記保育時間以外の時間帯においてやむを得ない理由により保育が必要な場合は、延長保育を提供します。延長保育の利用にあたっては、お支払いいただく通常の保育料のほかに、別途利用者負担が必要となります。

## 8. 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 117 号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

### ① 特定教育・保育の提供

上記 7 に記載する時間において、保育を提供します。

- ② 園児の発達の保障、完全給食、アレルギー食対応、給食展示、保護者の 1 日保育士体験、外部講師によるスポーツ遊び、フッ素洗口、障害児保育、地域の行事・老人福祉施設の行事参加 等
- ③ 園庭開放 毎月第 2・第 4 木曜日に乳児棟で実施しています。

## 9. 食事の提供方法等について

### ① 食事の提供方法

自園調理（2 号認定園児は副食のみ）

### ② 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。

献立表は栄養士が作成し、毎月のお便りで別途お知らせします。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0 歳児	9 時 00 分頃	11 時頃	15 時頃	離乳食は基本を 10 時半と 14 時半とし、子どもの状態にあわせる。
1 歳児	9 時 00 分頃	11 時頃	15 時頃	
2 歳児	9 時 30 分頃	11 時 15 分頃	15 時頃	
3 歳児		11 時 30 分頃	15 時頃	
4 歳児		11 時 30 分頃	15 時頃	
5 歳児		11 時 30 分頃	15 時頃	

### ③ アレルギー対応状況

アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、お子さんに合わせていきますので、あらかじめご相談ください。その際は、医師による「アレルギー疾患生活管理指導表」の提出が必要です。除去食及び代替食に対応しています。

食物アレルギー対応マニュアルあり。

### ④ その他衛生管理等

集団給食施設届出を安芸福祉保健所へ提出しています。

大量調理施設マニュアル基準に沿って衛生管理基準の作成し、日々の健康管理、確認及び検便検査の実施（毎月 1 回）による調理従事職員の健康管理を徹底しています。

調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。

## 10. 利用料等

### ① 特定教育・保育に係る利用料・副食費

特定教育・保育支給認定		
2号認定 (3歳児～5歳児)	利用料	利用料は無償
	副食費	月額 4,800円 ※安芸市に住所を有する児童は免除
3号認定 (0歳児～2歳児)	利用料	市町村が定める保育料になります。
	副食費	利用料に含まれています。

### ② 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等（実費負担）

① に掲げる利用料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

### ③ 自主事業の利用料金

保護者会からの会費の徴収があります。（年2回）

## 11. 利用の開始について

当園では、安芸市の利用調整等に基づき当園に入所決定された支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

## 12. 利用の終了について

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- ① 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- ② 児童の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ③ 市外に転出するとき
- ④ 長期欠席するとき
- ⑤ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 13. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

### ① 内科

医療機関の名称	尾木医院
医院長名又は医師名	尾木 さおり
所在地	安芸市本町3丁目10-30
電話番号	0887-34-3155

### ② 歯科

医療機関の名称	おぎ歯科医院
医院長名又は医師名	尾木 啓司
所在地	安芸市本町3丁目4-16
電話番号	0887-35-5602

#### 14. 緊急時の対応方法

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

#### 15. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応します。			
避難訓練	地震・火事を想定した避難訓練を毎月1回実施			
防災設備	自動火災報知機	誘導灯	避難車	AED
	ガス漏れ報知器	非常警報装置	衛生電話	
	非常用電源	備蓄品	消火器	
避難場所	オーシャンプラザ、市民体育館避難タワー			

#### 16. 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- ① 虐待防止マニュアルの作成、運用
- ② 福祉事務所、家庭児童相談所、警察、保健師との連携

#### 17. 賠償責任保険の加入

当園では以下の保険に加入しています。

保険会社	独立行政法人 日本スポーツ振興センター
保険の種類	災害共済
保険金額	園児1名あたり 365円 安芸市負担

保険会社	全国私立保育連盟保険制度
保険の種類	ほいくのほけん地震セット
保険金額	園児1名あたり 2,500円 法人負担

※詳しくは、日本スポーツ振興センターは申し込み書、私立保育連盟の保険は「入園のしおり」をご確認ください。

#### 18. 保育内容に関する相談・要望・苦情

受付担当者	副園長 門田 縁			
受付責任者	園長 岡本 美紀			
利用時間	午前9時～午後5時			
連絡先	電話・Fax 0887-35-3600			
第三者委員	安養寺 仁	入野 真澄	一圓 昌佑	内川 慶子
	電話 32-0232 教育研究所長	電話 35-2920 家庭相談員	電話 34-2755 主任児童委員	電話 35-4808 民生・児童委員
受付方法	面接・電話・文書等の方法で相談・苦情を受け付けます。園に意見箱を設置しています。			

#### 19. 個人情報の保護に関する基本方針

当園では個人情報保護に関する基本方針として、マニュアルを作成しています。詳しくは園のしおりを確認ください。なお、転園の際には園児要録の移送等、個人情報の伝達があります。

#### 20. 当園におけるその他の留意事項

当園は保護者会活動を行っています。

## 別 表

### 1. 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	適用時	対象	金額
行事費	夕涼み会用Tシャツ	随時	年長児	実費
写真代	保育園内、園外でのお子様の写真	随時	購入希望者	実費
出席カード	園児個人が毎日シールを貼る為	入園・進級時	3～5歳児	実費
おたより帳	園児個人の1日の様子を知らせ、家庭との情報交換や連携を図る為	入園・随時	0～2歳児	実費
カラー帽子	園児が室外で使用、個人買い取り	入園時	2～5歳児	実費
粘土	園児が使用、個人買い取り	3歳進級時	3～5歳児	実費
クレヨン	園児が使用、個人買い取り	5歳進級時	5歳児	実費

### 2. 延長保育に係る利用者負担

定められた保育時間を超えて利用した場合は、延長保育となります。

保育短時間認定の保育は午前8時から午後4時

保育標準時間認定の保育は午前7時30分から午後6時30分

短時間認定児            7:30～8:00            日額50円    16:00～18:30            日額100円

標準時間認定児        18:30～19:30        日額150円

※上記の16:00～18:30については、お迎えが16:30を過ぎた場合に延長保育料（100円）が発生します。

### 3. お支払方法について

1及び2の利用者負担については、口座引き落としにより、お支払いをお願いします。